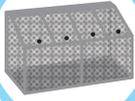


ご家庭から出た剪定枝・伐採木の出し方

ご家庭から出た剪定枝と伐採木の排出方法は、ごみステーションに出す方法と、ごみ処理施設へ直接搬入する方法があります。

※業者に剪定してもらった木・枝は家庭系ごみとして出すことはできません。

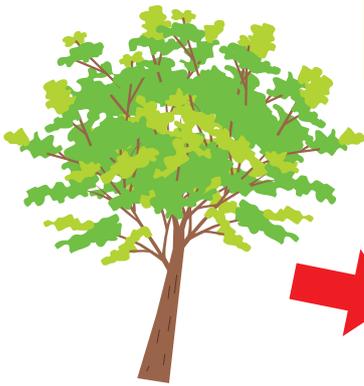
剪定業者に引き取り義務があります。



ごみステーションに出す場合

● 燃やせるごみ(葉・細い枝幹・根) (直径8cm未満)

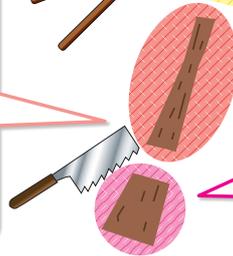
剪定枝及び葉は、指定袋に入る大きさに切断し、指定袋に入れて出す。処理手数料は、指定袋を使用することで負担しています。



● 燃やせる粗大ごみ(直径8cm以上20cm以下)

直径8cm以上20cm以下の部位は、長さ150cm以下に切断する。直径が20cmを超えるものは長さを30cm以下に切断する。

枝や葉のついていない丸太の状態にする。処理手数料は無料



× 受け入れられない物

- ・長さが150cmを超えるもの
- ・直径が20cmを超えるもので、長さが30cmを超えるもの

上記のものは、そのままの大きさでは処理施設の機械に入らないので、この大きさよりも小さくしてください。

剪定枝や伐採木は直径が8cm以下で長さが1m以下の大きさであれば、剪定枝粉碎処理車(タウンビーバー)を利用して無料で処理することができるため、ごみ指定袋を使わなくても済みます。

数世帯ごと又は単独世帯でお申し込みいただき、当日は、剪定枝を1箇所へ集めていただくとともに、2トン車が駐車して作業できる場所を確保していただく必要があります。

※申込みは1世帯から可能

申込み先

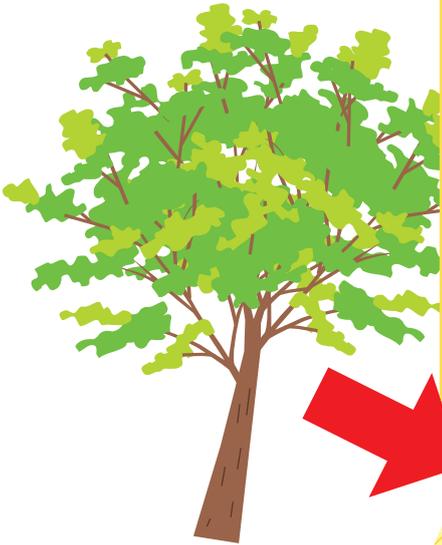
東広島市シルバー人材センター
☎082-426-4683





自分で施設に自己搬入する場合 (処理券を使用する場合)

ゴミステーションに出す場合と同様に指定袋を使用して直接搬入できますが、剪定枝や伐採木が一時的に多量に出た場合、指定袋に入れなくても従量制により処理券（市廃棄物対策課又は処理施設で現金で購入してください。）を利用して直接搬入する方法もあります。



● 燃やせるごみ

直径20cm以下の部位は、長さ150cm以下に切断する。
直径が20cmを超えるものは、長さを30cm以下に切断する。

幹に枝葉のついた状態でもよい。
処理手数料は、各施設の計量器で計量後、搬入量に応じて施設で処理券を現金で購入し、施設の窓口へ納付する。



価格:130円/枚(1枚20kgまで)



× 受け入れられない物

- ・ 長さが150cmを超えるもの
- ・ 直径が20cmを超えるもので、長さが30cmを超えるもの

上記のものは、そのままの大きさでは処理施設の機械に入らないので、この大きさよりも小さくしてください。

天日に干した方が重量が軽くなり、処理手数料が安くなります。切っただけで搬入するよりも、数日間天日に干してからのお勧めです。



処理施設へ直接搬入される場合の注意

※ 処理券で処理できるもの（剪定枝・刈り草・落ち葉）と他のものを一緒に積んで持ち込むのは避けてください!

燃やせるごみのうち、従量制により処理券で排出できる剪定枝・刈り草・落ち葉と、燃やせる粗大ごみや新聞・雑誌・ダンボールなどの無料で排出できるもの、既にごみ指定袋に入っている燃やせるごみを一緒に車に混載して処理施設へ搬入されますと、ごみの種類ごとに複数回荷下ろしと計量を繰り返していただくこととなりますので、手間と時間がかかることをあらかじめご了承ください。

なお、剪定枝・刈り草・落ち葉の持ち込み可能な量は350kgまでとし、それ以上ある場合は、事前に市廃棄物対策課の確認を受けてください。